

令和7年11月21日

発言通告書

1. 代表質問 2. 一般質問 3. 質疑 4. 討論 5. 緊急質問

江戸川区議会議長

島村和成殿

江戸川区議会議員

14番 浅沢泰子

江戸川区議会会議規則第50条第1項の規定により、下記のとおり通告します。

記

発言事項・要旨			答弁者
○		江戸川区生活援護二課職員が 生活保護受給者を揶揄する 川柳をつくって、福祉川柳事件の 隠微点を反響し、検正し、 謝罪しよ。	区長
○		江戸川区の区施設管理等を建築 基準法等の建築法令に 照らして検正しよ。	区長
○		不透明契約等の 調査報告書を区職員等が 全員読める研修をしよ。	

[illegible]